

五

別紙衆議院議長奏上の未帰還者留守

内

閣

内閣總理大臣	内閣官房長官	内閣官房副長官
鴨方四郎大臣	大連國務大臣	石井田翁大臣
天養國務大臣	草薙前野大臣	安藤国務大臣
高橋臣蕃大臣	小坂國務大臣	大野國務大臣
小笠原國務大臣	戸冢國務大臣	伊藤國務大臣

厚第

九号

案起

昭和二十九年三月三十日

決議

昭和二十九年三月三十日

定議

昭和二十九年三月三十日

上奏

昭和二十九年四月一日

施行

昭和二十九年三月三十日

昭和二十九年四月一日

公布

昭和二十九年三月三十日

(享外)

1088

家族等援護法の一部を改正する法律公布の件は、奏上のとおり公布を奏請することとしたいたしたい。

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十九年三月三十日

内閣総理大臣

法律第二十九号

(奏上のとおり。)

大藏大臣
厚生大臣
内閣總理大臣

未帰還者留守家族等援護法の一部
を改正する法律の公布を奏上する件
を承りました。

昭和二十九年三月三十日

法制局長官



法規局
同第 八号
昭和二十九年三月三一日

国会は未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律の公布を奏上いたします。

昭和二十九年三月三十日

衆議院議長 堤 康次郎

衆議院事務総長 大池 真

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律

未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第一百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「(葬祭料)」に改め、同条第一項中「未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者につき、「」を削り、「その者の死亡」を「未帰還者の死亡」に、「遺骨の埋葬に要する経費」を「葬祭料」に改める。

第十七条第一項中「前条第一項に規定する者」を「未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主义共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者」に改め、「その遺族」を「その遺族(遺族がない場合には、葬祭を行う者)」に改める。

第十八条第一項中「第十六条第一項」を「前条第一項」に改める。

第二十六条中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第三十三条中「北緯二十九度以南の南西諸島」を「硫黄鳥島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）」に改める。

附則第二十七項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

附則に次の二項を加える。
^(三)

（沖縄地域に関する特例）

40 硫黄鳥島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）に住所又は居所を有する者その他政令で定める者については、留守家族手当の支給の始期及び支給方法並びに療養の給付を受けることができる期間に關し、政令で、必要な特例を定めることができる。

41 厚生大臣は、附則第二十二項の規定による場合、給付を受けていた者が、同項に規定する期間を超過する日（以下「延滞日」といふ。）に引き続き療養を要する場合は、厚生大臣は該過後（あとは）、

一年間、その旨の申請により、必要とする療養の給付をすらう（以下「延滞料」といふ。）。

42 厚生省は延滞料の額を定め、前項の規定を適用する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十九年四月一日から施行し、附則第四項の規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

（厚生省設置法の一部改正）

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第六十四号中「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第一百六十一号）」の上に「未帰還者等の状況調査を実施し、並びに」を加える。

第十四条の二第八号中「前三号」を「前二号」に改め、同条中第七号を削り、第六号を第七号とし、同号を次のように改める。

七 未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に關すること。

、同法第三項中「三五間」を「四三間」に二

第十八条第一項中「第十六条第一項」を「前条第一項」に改める。

第二十六条中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第三十三条中「北緯二十九度以南の南西諸島」を「硫黄鳥島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）」に改める。

附則第二十七項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

附則に次の二項を加える。

（沖縄地域に関する特例）

40 硫黄鳥島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）に住所又は

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十九年四月一日から施行し、附則第四項の規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

（厚生省設置法の一部改正）

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第六十四号中「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第二百六十一号）」の上に「未帰還者等の状況調査を実施し、並びに」を加える。

第十四条の二第八号中「前三号」を「前二号」に改め、同条中第七号を削り、第六号を第七号とし、同号を次のように改める。

七 未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に關すること。

第十四条の二中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 未帰還者留守家族等援護法を施行すること。

第二十八条の二を次のように改める。

(未帰還調査部)

第二十八条の二 未帰還調査部は、未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関する事務をつかさどる機関とする。

2 未帰還調査部は、千葉県に置く。

3 未帰還調査部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三十九条の五第一項中「第十四条の二第五号、第六号及び第八号」を「第十四条の二第六号から第八号まで」に改める。

第三十九条の六第二項の表中「広島県船越町」を「広島市」に改める。

第三十九条の八中「第十四条の二第五号」を「第十四条の二第六号」に改める。

(厚生省設置法の一部を改正する法律の一部改正)

3 厚生省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

厚生省設置法第十五条の改正規定を次のように改める。

第十五条中「社会保険審査会」を「社会保険審査会
援護所
未帰還調査部」に改める。

「社会保険審査会

健康保険、船員保険
及び厚生年金保険における保険給付に関する決定及び保険料をその他の徴収金等についての処分に関する不服を審査する」と。

厚生省設置法第二十九条第一項の表の改正規定中

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師並びに
国民健康保険の療養の給付を担当する者に対する適切
な保険診療の指導監督に関する事項を審議するととも
に、健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額並びに
国民健康保険の適正な診療報酬の標準額を審議するこ
と。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

- 4 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
第八十三条の四の次に次の一条を加える。

(未帰還職員についての特例)

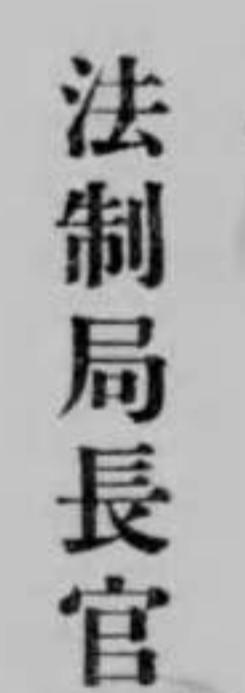
- 第八十三条の五 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)第二条第一項に
規定する未帰還者であつて、昭和二十八年七月三十一日現在組合員であつた者(この条にお
いて以下「未帰還職員」という。)は、第一条及び第八十六条第一項の規定にかかわらず、これ
を組合員とみなす。
- 2 未帰還職員に係る留守家族手当又は特別手当(昭和二十八年七月三十一日現在第八十六条
第一項の規定による組合員であつた未帰還職員については、これらに相当する給付を含むも
のとし、この条において以下「手当等」という。)は、この法律の適用については、これを未帰
還職員の収入とみなす。
- 3 未帰還職員については、その者の昭和二十八年七月三十一日における俸給又は俸給に相当
する給与の額をもつて、俸給又は俸給に相当する給与の額とみなす。
- 4 手当等の支給機関(二以上の機関が手当等を支給する場合には、そのうち大蔵大臣の定め
る機関)は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代
りその所属する組合に払い込まなければならない。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

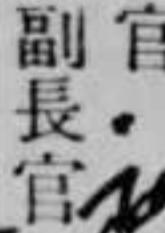
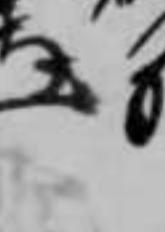
八

5 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

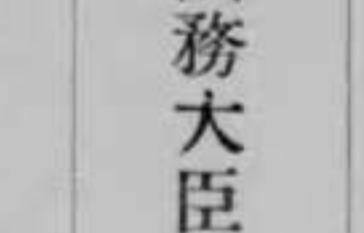
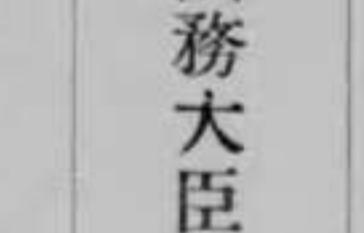
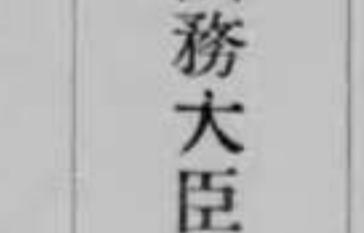
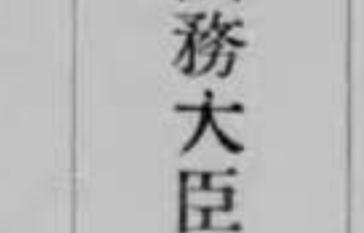
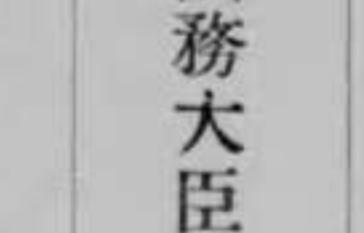
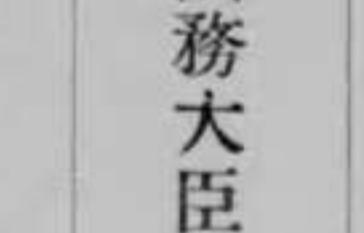
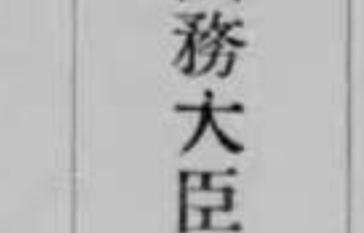
第一条第一項中「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)第十六条第一項」を「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)第十七条第一項」に改める。

内閣總理大臣 
法制局長官 

昭和二十九年二月二十五日

内閣官房長官 
内閣官房副長官 

内閣事務官 

緒方國務大臣 	大達國務大臣 
犬養國務大臣 	草葉國務大臣 
岡崎國務大臣 	石井國務大臣 
小笠原國務大臣 	安藤國務大臣 
愛知國務大臣 	塙田國務大臣 
戸塙國務大臣 	小坂國務大臣 
木村國務大臣 	大野國務大臣 
別紙大蔵厚生両大臣請議未帰還者留守 家族等援護法の一部を改正する法律案	加藤國務大臣 

を審査したが、右は請議のよう、に閣議決定の上、
国会に提出せられてよいと認める。

法 律 案

呈案附箋の通り。

未帰還者留守家族等援護法の一部
を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和九年三月一日參へ

内閣總理大臣

この法律公布の際の署名大臣は、次の通りとすること。

大蔵大臣

厚生大臣

内閣総理大臣

法制局 厚第 九号
昭和二十九年二月二二日

この件関係主任官
厚生事務官 木村 又雄

厚生省援總第二五号

未帰還者留守家族等援護法の一部を
改正する法律の制定に関する件
未帰還者留守家族等援護法の一部を
改正する法律を制定する必
要がある。よつて別紙法律案を提出する。
右閣議を請う。

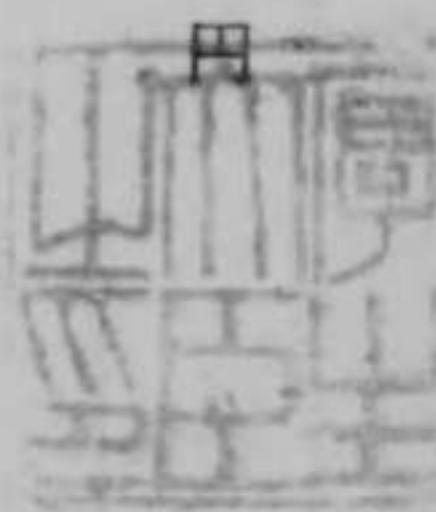
昭和二十九年二月二十二日

大蔵大臣 小笠原

三九郎

厚生大臣 草葉 隆

内閣総理大臣 吉田 茂殿



未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律
未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）
の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「葬祭料」に改め、同条第一項中「未帰還者」のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者につき、「」を削り、「その者の死亡」を「未帰還者の死亡」に、「遺骨の埋葬に要する経費」を「葬祭料」に改める。

第十七条第一項中「前条第一項に規定する者」を「未帰還者の

うち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者」に改め、「その遺族」を「その遺族（遺族がない場合においては、葬祭を行う者）」に改める。

第十八条第一項中「第十六条第一項」を「前条第一項」に改める。

第二十六条第一項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第三十三条中「北緯二十九度以南の南西諸島」を「硫黄鳥島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む

。）」に改める。

附則第二十七項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

附則に次の二項を加える。

（沖縄地域に関する特例）

40 硫黄鳥島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）に住所又は居所を有する者その他政令で定める者については、留守家族手当の支給の始期及び支給方法並びに療養の給付を受けることができる期間に關し、政令で必要な特例を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十九年四月一日から施行し、附則第四項の規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第六十四号中「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)」の上に「未帰還者等の状況調査を実

施し、並びに」を加える。

第十四条の二第八号中「前三号」を「前二号」に改め、同条中第七号を削り、第六号を第七号とし、同号を次のように改める。

七 未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に關すること。

第十四条の二中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 未帰還者留守家族等援護法を施行すること。
第二十八条の二を次のように改める。

（未帰還調査部）

第二十八条の二 未帰還調査部は、未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関する事務をつかさどる機関とする。

2 未帰還調査部は、千葉県に置く。

3 未帰還調査部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三十九条の五第一項中「第十四条の二第五号、第六号及び第八号」を「第十四条の二第六号から第八号まで」に改める。

第三十九条の六第二項の表中「広島県船越町」を「広島市」に改める。

第三十九条の八中「第十四条の二第五号」を「第十四条の二第六号」に改める。

（厚生省設置法の一部を改正する法律の一部改正）

3 厚生省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

厚生省設置法正規定を次のように改める。

「社会保険審査会

第十五条中「社会保険審査会」を「援護所」

未帰還調査部

に改め

る。

(未帰還調査部)

第二十八条の二 未帰還調査部は、未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関する事務をつかさどる機関とする。

- 2 未帰還調査部は、千葉県に置く。
 - 3 未帰還調査部の内部組織は、厚生省令で定める。
- 第三十九条の五第一項中「第十四条の二第五号、第六号及び第八号」を「第十四条の二第六号から第八号まで」に改める。
- 第三十九条の六第二項の表中「広島県船越町」を「広島市」に改める。

第三十九条の八中「第十四条の二第五号」を「第十四条の二第六号」に改める。

(厚生省設置法の一部を改正する法律の一部改正)

厚生省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

厚生省設置法の改正規定を次のように改める。

「社会保険審査会

第十五条中「社会保険審査会」を「援護所」

未帰還調査部

に改め

る。

健康保険、船員保険及び厚生年金保険における保険給付に関する決定及び保険料その他の徴収金等についての処分に関する不服を審査すること。

「中央社会保険医療協議会

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険の療養の給付を担当する者に対する適切な保険診療の指導監督に関する事項を

審議するとともに、健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額並びに国民健康保険の適正な診療報酬の標準額を審議すること。

改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第八十三条の四の次に次の一条を加える。

「社会保険審査会」 健康保険、船員保険及び厚生年金保険における保険給付に関する決定及び保険料その他の徴収金等についての処分に関する不服を審査すること。

「中央社会保険医療協議会」 健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険の療養の給付を担当する者に対する適切な保険診療の指導監督に関する事項を

審議するとともに、健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額並びに国民健康保険の適正な診療報酬の標準額を審議すること。

改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第八十三条の四の次に次の一条を加える。

(未帰還職員についての特例)

第八十三条の五 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第一百六十一号)第二条第一項に規定する未帰還者であつて、昭和二十八年七月三十一日現在組合員であつた者(この条において以下「未帰還職員」という。)は、第一条及び第八十六条第一項の規定にかかわらず、これを組合員とみなす。

2 未帰還職員に係る留守家族手当又は特別手当(昭和二十八年七月三十一日現在第八十六条第一項の規定による組合員であつた未帰還職員については、これらに相当する給付を含むものとし、この条において以下「手当等」という。)は、こ

の法律の適用については、これを未帰還職員の収入とみなす。

3 未帰還職員については、その者の昭和二十八年七月三十一日における俸給又は俸給に相当する給与の額をもつて、俸給又は俸給に相当する給与の額とみなす。

4 手当等の支給機関(二以上の機関が手当等を支給する場合には、そのうち大蔵大臣の定める機関)は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代りその所属する組合に払い込まなければならない。

(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の

一部を次のように改正する。

第一条第一項中「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十六条第一項」を「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十七条第一項」に改める。

理由

遺骨埋葬経費の支給の対象を、未帰還者で死亡の事実の判明した者のすべてに拡大するとともに、沖縄地域に関する未帰還者留守家族等援護法の適用について、政令で必要な特例を定めることができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

夫婦還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案参考条文

本則関係

○未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第二百六十一号）

（遺骨埋葬経費）

第十六条 未帰還者のうち 未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未
復員者と同様の実情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされ
る者につき、その者之死の事実が判明するに至った場合においては 遺骨の埋
葬に要する経費として、その遺族へ遺族がない場合においては 埋葬を行う者へ
に対し、その者の申請により、元々者一人につき三千円を支給する。但し、本邦
に住所又は居所を有しない者は、支給しない。
（遺骨引取経費）

第十七条 前条第一項に規定する者につき、そのたゞい者の事実が判明するに至つ
た場合には、遺骨の引取に要する経費として、その遺族に対し、その者の
申請により、元々者一人につき二千五百円を支給する。但し、本邦に住所又は居

所有しない者には、又給しない。

（旅費の給付）

第十八条 厚生大臣は、第十六条第一項に規定する者が自己の責に障ることのできない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還後療養を要する場合においては、帰還後三年以内に旅費の給付を受ける者については、その受けることでのる期間（以内におつた場合又はなおなにかその期間を経過した場合において、別表中欄に掲げる程度の障害の状態にあるときは、その程度に応じ、その者の申請により、障害一時企として、同表下欄に定める金額を支給する。

（障害一時金）

第二十六条 第十六条第一項に規定する者が、自己の責に障ることのできない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還の際なおつている場合、帰還後三年以内に旅費の給付を受ける者については、その受けることでのる期間（以内におつた場合又はなおなにかその期間を経過した場合において、別表中欄に掲げる程度の障害の状態にあるときは、その程度に応じ、その者の申請により、障害一時企として、同表下欄に定める金額を支給する。

（本邦）

第三十三条 この法律において「本邦」には、北緯二十九度以南の南西諸島を含むものとする。

附 則

（実績の保障）

二七 この法律の施行の際 現に旧法の規定による給付の支給を受けている者で、第十二条に規定する未帰還者でないものは、当分の間、第十六条第一項に規定する未帰還者とみなして、との旨及びその留守家族に対し、この法律による援護を行なうことができる。

○奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第ニ百六十七号）

（必要な経過措置等の政令等への委任）

第十条 第二条から前条までに規定するものの外、奄美群島に関する事項

に於ては、他の法律の規定にかかるず、或々（日本同憲法第707条第1項）に規定する事項については、長崎裁判所規則にて必要な規定を設けることができる。

二 本邦の法規の適用件並における適用につりこの必要な範囲措置に関する事項

附則第二項へ厚生省設置法の一項改正（関係）

○ 厚生省設置法（昭和二十九年法律第百五十一号）

（厚生省の権限）

第五条 厚生省は、二の法律に規定する付帯事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律へこれに基く命令を合む。（）に従つてなされなければならない。

六十四 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十号）の定めるところにより、留守家族手当の額を改定し、及び療養の給付の必要な有無を認定すること。

（引揚援護局の事務）

○ 厚生省設置法の一項を改正する法律（昭和二十七年法律第二百三十三号）第十四条の次に次の二条を加える。

（引揚援護局の事務）

第十四条の二 引揚援護局においては、左の事務をつかさどる。

四 戦傷病者戦没者遺族等援護法を施行すること。但し、社会局の主導に属するものを除く。

八 前二項に掲げるもの外、旧陸海軍の残勢の整理に関する事項。

（留守業務部）

第十八条の二 留守業務部は、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 日陸軍關係の状況不明者之調査を行つこと。

二 日陸軍關係の死亡者立並に之の遺骨又は遺留品の處理を行つこと。

三 日陸軍船舶隊の業務を整備すること。

四 宿務部は、千葉県に置く。

五 宿務部の内部組織は、厚生省令で定める。

六 第二章第三節第二款の次に次の二款を加える。

第五款 復員連絡局及び復員連絡局支部

(復員連絡局)

第十九条の五 復員連絡局は、本省の所掌事務のうち日陸軍に関する第十四条の

二第5号、第6号及び第8号に掲げる事務を分掌する。

ハ復員連絡局支部

第三十九条の六 復員連絡局支部は、復員連絡局の所掌事務を分掌する。

名 称	位 置	管 轄	管 轄	管 轄
中部復員連絡局	本島支部	船越町	高島県	
			高取県	鳥取県
			広島県	山口県
				岡山县

第6款 地方復員部

(所掌事務)

第十九条の八 地方復員部は、本省の所掌事務のうち日海軍に関する第十四条の
二第3号から第8号までに掲げる事務を分掌する。

附則第3項へ厚生省設置法の一部を改正する法律の一項改正一開係

厚生省設置法の一項を改正する法律の一項改正

年二十九八年一月の表、天使報の年報と復報室課の表中「甲型肝炎試験結果」と「看護婦國家試験」に、「乙種音波試験」と「生音波試験」に改め、同表中

社会保険審査会　被保険、船員保険及び厚生年金保険における保険給付に関する決定及び保険料との他の被保険者に対する処分に、

関する不版を審査すること。

社会保険審査会　定期保險、船員保險及び厚生年金保険における保険給付に関する決定及び保険料との他の被保険者等

につりての処分に関する不版を審査すること。

戦勝病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べる

被保険審査会

ニレ。

第

附則第四項（國家公務員共済組合法の一一部改正）関係

○未帰還者留守家族等援護法

（未帰還者）

第二条　二の法律において「未帰還者」とは、左の各号に掲げる者であつて、日本

の国籍を有するものをいう。

一　ちとの陸海軍に属していた者へもとの陸海軍から奉給、給料又はこれに相当する給与を受けていなかつた者を除く。～であつて、まだ復員していなゝものへ以下「未帰還者」という。

二　未帰還者以外の者であつて、昭和二十年八月九日以後ソビエト社会主義共和國連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、關東州、滿洲又は中國本土の地域内において生存していれたと認められる資料があり、且つ、まだ帰還していなゝものへ自己の意思により帰還しないと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、自己の意思により本邦に在つた者を除く。

(留守家族)

第四条 この法律において「留守家族」とは、未帰還者の配偶者へ婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。又同じく、子、父母、孫及び祖父母であつて、本邦に住所又は居所を有するものをいふ。

(留守家族手当の支給)

第五条 未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給する。

- 1 留守家族手当の支給は、これを受けようとする者の申請に基いて行う。
- 2 留守家族手当の支給は、これを受けようとする者の申請に基いて行う。

(権限又は事務の委任)

第三十四条 この法律の施行に関する厚生大臣の権限又は権限に属する事務であつて、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)に規定する行政機関の長、都道府県知事その他政令で定める者に委任することができる。

附 则

(特別手当)

9 この法律の施行の際、既に旧法又は從前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支給を受けてゐる者が、この法律又は留守家族手当の支給を受けることのできない場合には、その差及び從前の例によりその者と同額の特別手当を定めて、昭和二十八年八月以降、毎月、その俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。但し、当該未帰還者につき、他にこの法律による留守家族手当の支給を受けたことがでかる留守家族が既存場合には、留守家族手当の支給を受けることのできる留守家族がなくなるまでの間、特別手当を支給しない。

(差額支給)

10 前の公務員給与法附則第三項の取扱い及び未帰還職員につき、この法律の規定により支給する留守家族手当について、附則第十五項の前項において準用する場合を除く。又は第八条に規定する場合、凡て被ての現に少額であるときは、その差額を留守家族手当として支給する。

一 第二号の附則第十九条の規定に依る給与の留守家族手当については、この法律の施行の發現に因る反対前より外見た手當が別則第三条の規定にて改めて支給するものと解

二 附則第十回に規定するときに天給する留守家族手当については、その支給をはじめた後支給してつて特別手当の額

○ 大相送出手当は後支給として施行（昭和二十一年四月第二百十一号）

（離職又は事務の委任）

第二条 法に定める厚生省の施設のうち、法の施行の發現に一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十一年法律第九十五号、以下「公務員給与法」という。）附則第三条へ他の法令において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ。）

の規定により給与の支給を受けてくる未帰還職員に関する留守家族手当及び特別手当並びに従前の公務員給与法附則第三条の規定による給与であつてまだ支給していなかゝものの又給に関する権限は、当該未帰還職員の所属に応じ、それと同

家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第三条の行政機関の長、最高裁判所長官又は各議院の事務総長に委任する。但し、当該未帰還職員が、法の施行の際現に法第二条第一項第一号に規定する未復員者である場合において、

当該未帰還職員に關し支給する留守家族手当へ法附則第七十七条の規定により留守家族手当に加給される額を含まない。）及び特別手当のうち旧未復員者給与法（昭和二十二年法律第二百八十二号）の規定による俸給又は扶養手当に相当するものの支給に關する権限は、二の限りでない。

2 法に定める厚生大臣の権限又は権限に属する事務のうち、左に掲げるものは、補道府県知事に委任する。

一 前項但書に規定する権限

二 前項に規定する未帰還職員以外の未帰還者に關する留守家族手当、特別手当及公務員給与法附則第二十回の規定による給与の支給に関する権限

○ 国家公務員天育組合法（昭和二十三年法律第六十九号）

（目的及び組織）

第一条 国に使用される者で国庫から報酬を受けけるもの（以下「職員」という。）は、この法律の定めるところにより、相互扶助を目的とする天育組合（以下「組合」という。）を組織する。但し、左の各号に掲げるものを除く。

- 一 常時勤務に服しない者
- 二 雇用に使用される者

三 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労務に服す及ぶ者

（地方職員の取扱）

第八十一条 国に使用される者で地方公共団体から報酬を受けけるもの、地方公共団体の事務所に使用される者及び公立学校の職員（以下「地方職員」という。）は、命令の定めるところにより、当分の間、この法律に基いて設けられた組合（以下「新組合」という。）の組合員となる。

附則第五項（国家公務員災害補償法の一部改正）関係

○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）

（二の法律の目的及び効力）

第一条 二の法律は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十三条から第九十五条までの規定に基き、同法第二条に規定する一般職に属する職員（船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である職員及び未帰還者留置家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十九条第一項に規定する未帰還者である職員を除く。以下「職員」という。）の公務上の災害（負傷、疾患、死滅又は死亡）に対する補償（以下「補償」という。）を迅速且つ公正に行ひ、あわせて公務上の災害を受けた職員の福祉に必要な施設をすることを目的とする。

了
未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する
法律案

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律

未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「(葬祭料)」に改め、同条第一項中「未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者につき、「」を削り、「その者の死亡」を「未帰還者の死亡」に、「遺骨の埋葬に要する経費」を「葬祭料」に改める。

第十七条第一項中「前条第一項に規定する者」を「未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主义共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者」に改め、「その遺族」を「その遺族(遺族がない場合においては、葬祭を行う者)」に改める。

第十八条第一項中「第十六条第一項」を「前条第一項」に改める。

第二十六条中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第三十三条中「北緯二十九度以南の南西諸島」を「硫黄鳥島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）」に改める。

附則第二十七項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

附則に次の二項を加える。

（沖縄地域に関する特例）

40 硫黄鳥島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）に住所又は居所を有する者その他政令で定める者については、留守家族手当の支給の始期及び支給方法並びに療養の給付を受けることができる期間に關し、政令で、必要な特例を定めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十九年四月一日から施行し、附則第四項の規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

（厚生省設置法の一部改正）

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第六十四号中「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第一百六十一号）」の上に「未帰還者等の状況調査を実施し、並びに」を加える。

第十四条の二第八号中「前三号」を「前二号」に改め、同条中第七号を削り、第六号を第七号とし、同号を次のように改める。

七 未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に關すること。

第十四条の二中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 未帰還者留守家族等援護法を施行すること。

第二十八条の二を次のように改める。

(未帰還調査部)

第二十八条の二 未帰還調査部は、未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関する事務をつかさどる機関とする。

2 未帰還調査部は、千葉県に置く。

3 未帰還調査部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三十九条の五第一項中「第十四条の二第五号、第六号及び第八号」を「第十四条の二第六号から第八号まで」に改める。

第三十九条の六第二項の表中「広島県船越町」を「広島市」に改める。

第三十九条の八中「第十四条の二第五号」を「第十四条の二第六号」に改める。

(厚生省設置法の一部を改正する法律の一部改正)

3 厚生省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

厚生省設置法第十五条の改正規定を次のように改める。

第十五条中「社会保険審査会」を「社会保険審査会
援護所
未帰還調査部」に改める。

厚生省設置法第二十九条第一項の表の改正規定中
健康保険、船員保険
及び厚生年金保険における保険給付に関する決定及び保険料その他の徴収金等についての処分に関する不服を審査すること。

「中央社会保険医療協議会」

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師並びに
国民健康保険の療養の給付を担当する者に対する適切
な保険診療の指導監督に関する事項を審議するととも
に、健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額並びに
国民健康保険の適正な診療報酬の標準額を審議するこ
と。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

4 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第八十三条の四の次に次の一条を加える。

(未帰還職員についての特例)

第八十三条の五 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)第二条第一項に規定する未帰還者であつて、昭和二十八年七月三十一日現在組合員であつた者(この条において

- 2 未帰還職員に係る留守家族手当又は特別手当(昭和二十八年七月三十一日現在第八十六条第一項の規定による組合員であつた未帰還職員については、これらに相当する給付を含むものとし、この条において以下「手当等」という。)は、この法律の適用については、これを未帰還職員の収入とみなす。
- 3 未帰還職員については、その者の昭和二十八年七月三十一日における俸給又は俸給に相当する給与の額をもつて、俸給又は俸給に相当する給与の額とみなす。
- 4 手当等の支給機関(二以上の機関が手当等を支給する場合には、そのうち大蔵大臣の定める機関)は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代りその所属する組合に払い込まなければならない。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

八

5 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)第十六条第一項」を「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)第十七条第一項」に改める。

理由

遺骨埋葬経費の支給の対象を、未帰還者で死亡の事実の判明した者のすべてに拡大するとともに、沖縄地域に関する未帰還者留守家族等援護法の適用について、政令で必要な特例を定めることができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。